

環水大土発第 080117001 号
平成 20 年 1 月 17 日

都道府県知事 殿
政令指定市長

環境省水・大気環境局長

埋設農薬調査・掘削等マニュアルについて

環境行政の推進については、平素より御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえ、残留性有機汚染物質（以下、「**POPs**」という。）のうち農薬が中心となっている埋設農薬の管理について、平成13年12月に、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」を取りまとめました。

その後、我が国において埋設農薬について適正に処理を行うための環境が整ってきたことを踏まえ、埋設農薬の調査、掘削、処分を推進する観点等から、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル改訂版」（以下、「改訂マニュアル」という。）を発出し（平成17年3月30日）、改訂マニュアルに留意して埋設農薬の調査、掘削、処分を適切に実施されるようお願いしているところです。

今般、改訂マニュアル発出後に得られた知見に基づき、**POPs** 農薬無害化処理技術検討会でご検討いただいた上で「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」を取りまとめ、下記に掲載しました。

つきましては、今後の埋設農薬の調査、掘削、処理等に当たっては「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」に留意して適切に実施されるよう、関係自治体及び民間団体等に対して周知方よろしくをお願いします。

また、埋設農薬を焼却処理するための実証試験の結果につきましては、「**POPs** 廃農薬等無害化処理技術検証事業報告書」を参考にして下さい。

なお、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル改訂版について（平成17年3月30日付け環水土発第050330001号環境省環境管理局水環境部長通知）」は、廃止しましたので御了知願います。

記

環境省 URL

- **POPs** 廃農薬 <http://www.env.go.jp/water/noyaku.html>
- ・「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」
- ・「平成18年度 **POPs** 廃農薬等無害化処理技術検証事業報告書」